

庁議付議事案書

開催・令和 3年 3月 24日

所管部課	市民部市民課	部長	村上敏彰	
件 名	東大和市自動車の臨時運行許可に関する規則の一部を改正する 規則について			
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則			
事項	部課機関			
1. 要旨	<p>臨時運行許可について、国の申請書の様式から押印欄が廃止されたことにより、様式等の改正を行う。また、貸与した番号標を紛失した場合、亡失（毀損）届を提出するのみであったが、弁償金の規定を追加する（多摩地域で弁償金の規定が無いのは、2市のみ）。</p> <p>その他、申請時の保証人の規定を削除する。</p>			
(1) 主な改正点	<ul style="list-style-type: none"> ・第2条第3項の保証人の規定を削除する。 ・第3条第1号の押印に関する規定を削除する。 ・第4条に第4項として、毀損または亡失した場合の弁償金として2,000円を納める規定を追加する。 			
(2) 施行日	令和3年4月1日			
(3) 影響及び効果	<p>国の様式との整合性が図られる。弁償金の規定を定めることにより、番号標の貸与の延滞等の抑止力としての機能が期待できる。</p>			
2. 経過（現時点に至るまでの経過）	文書課において審査済み			
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等）	府議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。			
5. 審議結果				

注：定例府議の場合は、金曜日の正午までに提出。